

吸收分割契約に関する事後開示書類

令和 7 年 3 月 3 日

株式会社マネーフォワード

マネーフォワードケッサイ株式会社

令和7年3月3日

各位

東京都港区芝浦 3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役社長 辻 康介

東京都港区芝浦 3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
マネーフォワードケッサイ株式会社
代表取締役社長 富山 直道

会社分割に係わる事後開示書面

(吸収分割会社/会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

(吸収分割承継会社/会社法第801条第3項第2号号及び同法第791条第1項第1号

並びに会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

株式会社マネーフォワード（以下「分割会社」といいます。）及びマネーフォワードケッサイ株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、令和6年8月23日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を令和7年3月1日として、分割会社の事業者向けにカードやウォレット払いなど、多様な決済手段を提供する『マネーフォワード Pay for Business』を中心としたFintech関連事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。本件吸収分割に関する会社法の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1 組織再編が効力を生じた日

令和7年3月1日

2 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

本件吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

会社法 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため同条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日付の官報及び令和 6 年 10 月 1 日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定により、令和 7 年 2 月 3 日付で株主に対して通知を行いましたが、株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日付の官報及び令和 6 年 10 月 1 日付の日刊工業新聞で債権者に対して個別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である令和 7 年 3 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約に定める事業者向けにカードやウォレット払いなど、多様な決済手段を提供する『マネーフォワード Pay for Business』を中心とした Fintech 関連事業（以下「本対象事業」といいます。）に関する別紙記載の権利義務を承継しました。

5 本件吸収分割による変更の登記をした日

令和 7 年 3 月 14 日予定

6 その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日である令和7年3月1日（以下本別紙において「効力発生日」という。）において本件吸収分割によって承継会社が分割会社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本明細表に定める分割会社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該分割会社の権利義務のうち、本件吸収分割によって承継会社に承継させるために、第三者の同意又は承認等が必要となる場合（同意又は承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外するものとする。

1. 資産

効力発生日の前日の終了時において分割会社が所有又は保有している資産のうち、専ら本対象事業に関連する以下の資産。

(1) 流動資産

現金預金、貯蔵品、前払費用、その他の流動資産（当該終了時において発生済みの売掛金等の金銭債権を除く。）

(2) 固定資産

建物、構築物、機械装置、車両運搬具及び工具器具備品等の有形固定資産（建設仮勘定を含む。）、電話加入権及びソフトウェア、ノウハウ等の無形固定資産（ソフトウェア仮勘定を含む。）、並びに敷金・保証金、長期前払費用等の投資その他の資産

2. 債務

効力発生日の前日の終了時において存在する分割会社の負債及び債務のうち、専ら本対象事業に関連する以下の負債及び債務。

(1) 流動負債

未払費用、預り金、前受金、その他の流動負債（当該終了時において発生済みの買掛金等の金銭債務を除く。）

(2) 固定負債

資産除去債務等の固定負債

3. 契約

- (1) 本対象事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。
- (2) 前号にかかわらず、本対象事業以外の分割会社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

4. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本対象事業に従事する分割会社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は承継会社に承継されない。分割会社は、効力発生日において本対象事業に従事する分割会社の従業員を、分割会社に在籍させたまま承継会社に出向させ、以後、承継会社において本対象事業に従事させる。

以上